

**かっぴんトーク**

本市の公共下水道事業は、過去の国の経済対策に基づく集中的な整備により多額の借入れを行い、その利息の支払いなどが大きな負担となり、厳しい経営状況が続いています。これまでも、件費の削減などによるコスト削減やさまざまな取り組により経営の効率化を進めてきましたが、使用料収入で処理費用の全額を賄うまでには至っていません。こうした中、使用料収入の不足で生じる赤字を安易に皆さんの税金で補てんすることは、下水道を利用し

※市長の動画メッセージを市ホームページに掲載していますのでご覧ください



公共下水道が使用できる地域に住んでいる人は、法令により雑排水(台所、風呂、洗面、浄化槽使用のトイレなど)は3カ月以内にくみ取り便所は3年以内にくみ取りへ接続する義務があります。この期間を超えても接続していない事例があります。特にくみ取り便所や単独浄化槽を使用している場合は、雑排水がそのまま水路などに流れてし

まうため、悪臭・害虫の発生や、川や海を汚す原因となっています。下水道は、水をきれいにしてから自然に返すことで水辺の水質保全など、重要な役割を担っています。そして衛生的な生活環境を提し、浸水を防ぐなど、快適で安全な暮らしを支えています。接続していない人は、できるだけ早く接続してください。

**接続工事は必ず指定工事店に**

公共下水道へ接続するには、排水設備工事が必要となります。工事の依頼は、下水道の専門知識を習得した責任技術者のいる「松山市下水道排水設備工事指定工事店」へお願いします。指定工事店以外での施工は、違法工事となりますので、ご注意ください。指定工事店は、下水道のしおり(下水道サービス課、市役所本館1階ロビー)あり)や市ホームページをご覧ください。

**水洗便所改造資金の貸付制度があります**

公共下水道に接続される際の負担を軽減するため、市では無利子の貸付制度を設けています。ご利用の場合は、工事着手前に申請が必要です。

お問い合わせは、下水道サービス課 ☎948 6528・☎934 1981へ

# 4/1から下水道使用料を

- 月額基本使用料900円が1,035円に上がります。
- 一般汚水の従量使用料単価が11.2~18.3%上がります。

下水道使用料表 (1カ月) (税込み)

区分	種類	基本使用料		従量使用料			
		新	旧	段階	汚水排出量	1 m <sup>3</sup> 単価	
水道水使用の場合	一般汚水	1,035円	900円	1	1~10 m <sup>3</sup>	31円	27円
				2	11~20 m <sup>3</sup>	188円	169円
				3	21~30 m <sup>3</sup>	210円	184円
				4	31~50 m <sup>3</sup>	217円	186円
				5	51~100 m <sup>3</sup>	234円	200円
				6	101~250 m <sup>3</sup>	237円	202円
				7	251~500 m <sup>3</sup>	252円	213円
				8	501~1,000 m <sup>3</sup>	266円	225円
				9	1,001 m <sup>3</sup> 以上	282円	239円
					公衆浴場汚水	1,035円	900円

**変更点 その2**

■一般家庭で井戸水などの水道水以外の水のみ使用している場合、これまでの1人当たり一律月5立方メートルから、使用人数に応じた認定水量に変わります。また水道水と井戸水などを併用している場合、水道の使用量に右表の2分の1(小数点以下は切り捨て)を加えた水量となります。なお認定水量は、平成25~28年度にかけて段階的に見直しします。

**【下水道使用料の計算例】…平成25年度に一般家庭4人で使用した場合**

■井戸水や簡易水道のみ使用  
1カ月の汚水排出量は、21 m<sup>3</sup>/月  
(1,035円+31円×10 m<sup>3</sup>+188円×10 m<sup>3</sup>+210円×1 m<sup>3</sup>)×2カ月=6,870円

■水道水(2カ月で20 m<sup>3</sup>使用の場合)と井戸水などを併用して使用  
1カ月の汚水排出量=20 m<sup>3</sup>÷2+21 m<sup>3</sup>×1/2=20 m<sup>3</sup>  
(1,035円+31円×10 m<sup>3</sup>+188円×10 m<sup>3</sup>)×2カ月=6,450円

**大浦地区の小規模下水道**

使用料の1立方メートル当たりの単価143円が161円に上がります。基本使用料は従来通り、設定していません。

**改定による下水道使用料の取り扱い**

〈偶数月検針の場合〉  
6月検針分から全て新使用料で計算します。

〈奇数月検針の場合〉  
5月検針分は1カ月分ずつ旧使用料と新使用料で計算し、7月検針分から全て新使用料で計算します。

お問い合わせは、下水道サービス課 ☎948-6531・☎934-1981へ

**住民要望制度の創設**

下水道の工事箇所は市が経済性や工事難易度を考慮して決定していましたが、下水道を利用したい住民ができるだけ早く利用できるよう、来年度から「住民要望制度」を創設します。詳細は下水道整備課へお問い合わせください。

**私道申請の受け付けを早めます**

私道申請は、これまで公道の下水道が供用開始された後に受け付けを開始していましたが、今後は私道沿線住民が早く下水道を利用できるよう、公道の下水道工事開始後から受け付けを開始します。

お問い合わせは、下水道整備課 ☎948 675・☎934 0670へ



# 改定します!

一般的な家庭(月20立方メートル使用)では、改定率を12.8%(2カ月で使用料730円増)に抑えています。

下水道使用料早見表の新旧比較(2カ月) (税込み)

使用水量	新使用料	旧使用料
0 m <sup>3</sup>	2,070円	1,800円
10 m <sup>3</sup>	2,380円	2,070円
20 m <sup>3</sup>	2,690円	2,340円
30 m <sup>3</sup>	4,570円	4,030円
40 m <sup>3</sup>	6,450円	5,720円
50 m <sup>3</sup>	8,550円	7,560円
60 m <sup>3</sup>	10,650円	9,400円
70 m <sup>3</sup>	12,820円	11,260円
80 m <sup>3</sup>	14,990円	13,120円
90 m <sup>3</sup>	17,160円	14,980円
100 m <sup>3</sup>	19,330円	16,840円

※詳細は市ホームページをご覧ください

水道水以外の水を使用する場合の認定水量 (m<sup>3</sup>/月)

使用人数	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
	旧	(新)段階的に見直し			
1人	5 m <sup>3</sup>	6 m <sup>3</sup>	7 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>	8 m <sup>3</sup>
2人	10 m <sup>3</sup>	11 m <sup>3</sup>	12 m <sup>3</sup>	13 m <sup>3</sup>	14 m <sup>3</sup>
3人	15 m <sup>3</sup>	16 m <sup>3</sup>	17 m <sup>3</sup>	18 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>
4人	20 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup>	22 m <sup>3</sup>	23 m <sup>3</sup>	25 m <sup>3</sup>
5人	25 m <sup>3</sup>	26 m <sup>3</sup>	27 m <sup>3</sup>	28 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>
6人	30 m <sup>3</sup>	31 m <sup>3</sup>	32 m <sup>3</sup>	33 m <sup>3</sup>	35 m <sup>3</sup>

※使用人数が6人を超えるときは、各年度、6人の水量に1人につき5 m<sup>3</sup>を加算

**井戸水などを利用している人へ**

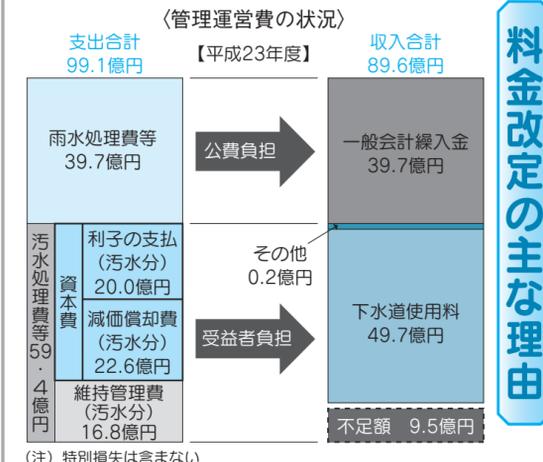
次のような変更があるときは、下水道使用料の変更・精算が生じます。必ず下水道サービス課へ連絡してください。

- ①井戸水や簡易水道を使い始めるとき、やめるとき
- ②転入、転出、出生などで使用人数が変わるとき
- ③マンションなどで入居戸数が増減があるとき
- ④使用目的(家庭用⇄営業用)が変わるとき

**公共樹設置率の向上**

公共樹はこれまで、本管工事中に設置する場合、工事完了後に個人の申請によって設置する場合があります。4月以降は、原則として本管工事完了後に設置する場合、自己負担とする。工事中の設置率の向上を目指します。ただし既に分流式で供用開始している区域は、本年4月から3年間を移行期間として、これまでどおり個人の申請により市が設置しますが、平成28年4月以降は原則、自己負担での設置となります。

昭和37年に供用開始した本市の公共下水道は、現在、市民の約60%が利用し、その皆さんの使用料などで事業を運営しています。下水道使用料については、初めて使用料の改定を行った昭和51年以降、おおむね4年ごとに経営状況に応じて見直しを行ってきました。今回の改定では、一般家庭や公衆浴場に配慮し、平均15.0%の改定率となっています。



料金改定の主な理由

# 特集 公共下水道事業 快適で安全な生活を支える

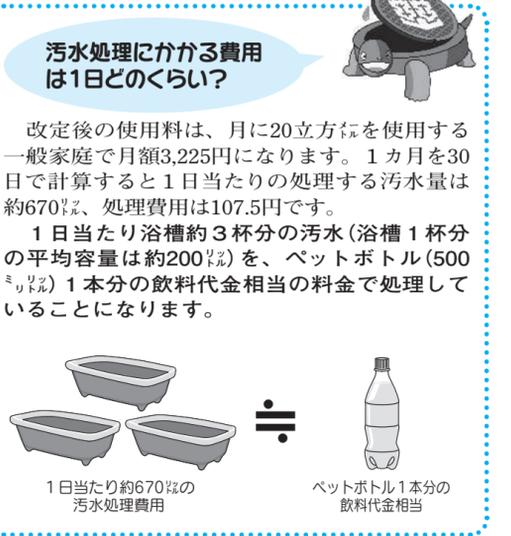
**汚水処理にかかる費用は1日どのくらい?**

改定後の使用料は、月に20立方メートルを使用する一般家庭で月額3,225円になります。1カ月を30日で計算すると1日当たりの処理する汚水量は約670リットル、処理費用は107.5円です。

1日当たり浴槽約3杯分の汚水(浴槽1杯分の平均容量は約200リットル)を、ペットボトル(500ミリリットル)1本分の飲料代金相当の料金で処理していることとなります。

ホームページ(あり)の下、平成34年度までの単年度赤字解消を目指し、平均改定率を必要最小限の15.0%としました。

お問い合わせは、下水道政策課 ☎948 6533・☎934 5862へ



**経営健全化に向けた新たな取り組み**

公共樹はこれまで、本管工事中に設置する場合、工事完了後に個人の申請によって設置する場合があります。4月以降は、原則として本管工事完了後に設置する場合、自己負担とする。工事中の設置率の向上を目指します。ただし既に分流式で供用開始している区域は、本年4月から3年間を移行期間として、これまでどおり個人の申請により市が設置しますが、平成28年4月以降は原則、自己負担での設置となります。